

平成十九年三月十三日受領
答弁第九八号

内閣衆質一六六第九八号

平成十九年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する再質問に対する答弁書

一について

一般に、行政文書とは、行政機関の職員が組織的に用いるものとして作成し、又は取得する文書を指すものであり、電磁的記録もこれに含まれるものと考えられる。

二から四までについて

外務省ホームページに掲載されている文書は、御指摘の「論考」を含め、一についてで述べた行政文書に当たると認識している。

五について

お尋ねの表記を用いた例として、「外交史料 Q & A 昭和戦前期」及び「『日本外交文書』昭和期Ⅱ 第一部第四巻（上・下）」を表題とする行政文書が挙げられる。

六について

お尋ねの「旧満州国統治への日本の関与」の具体的内容が明らかにされていないため、一概にお答えすることは困難である。